

令和3年度 健診受診期間の延長（令和4年5月まで）

《まだ間に合います！健診受けましたか？！》



緊急事態宣言・コロナ禍の影響を受け、年度内に健診の予約が取れない方や、健診先送りによる健康被害（重症化や発見の遅れ）予防の観点から、**令和3年度分の健診受診については令和4年5月末まで延長**（※）させていただきます。

《令和3年度～4年度での健診受診イメージ》

	4月～3月	4月～5月	6月～3月
令和3年度 健診	健診未受診	★ ①受診	
令和4年度 健診			★ ②受診

← 延長期間 →

令和4年3月末までに健診を受診できなかった方が対象です！

（※）・上記の健診期間延長については、TJK独自の運用であり、監督官庁（厚生労働省/労働基準監督署）等との取り扱いとは異なりますので予めご了承、ご留意のほどお願いいたします。
 ・勤務先の健診受診の取り扱い規定をご確認のうえ、ご受診いただくようお願いいたします。

ポイント！

- 直営健診センター、契約健診機関ともに期間延長の対象です。
- 社員ご本人（被保険者）、ご家族（被扶養者）ともに対象です。
- 令和4年3月末日（令和3年4月～4年3月）までに健診をご受診いただけなかった方が対象です。

②受診の際は、下記お問合せ先までご連絡ください！

